

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成23年4月27日

付議事項提出部局	消防本部総務課	
該当する審議事項	重要な施策及び事業計画に関する事項	
件名	消防本部庁舎の建替えについて	
付議事項の概要	<p>○ 昭和46年建設の消防本部庁舎は、老朽化が進んでいると共に消防業務の拡大専門化及び高度化並びに職員数の増加、車両の大型化等により業務スペースが不足しています。県下消防本部で最も古い庁舎であり、大規模災害に対応する機能を有していません。また、通信指令システムの更新、消防救急無線のデジタル化といった消防庁舎と関連する大きな事業を近々実施しなければなりません。これらのことから多様化・拡大化する災害に備え庁舎関連事業を効率よく実施するため、消防本部庁舎の建替え計画を推し進めたい。</p>	
審議の論点	<p>○ 消防本部庁舎建替えの是非について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化、業務スペースの不足 ・通信指令システムの更新 ・消防救急無線のデジタル化 ・大規模災害への備え <p>○ 消防本部庁舎建替えのスケジュール検討について</p> <p>○ 消防本部庁舎建設候補地の検討について</p>	
参考事項	<p>(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防本部庁舎のあり方検討会議 平成23年4月12日、26日開催 	
関係資料の有無 (○をする)	<p>○ ・ 無</p>	

付議事項提出部局	都市整備部都市計画課
該当する審議事項	(3) 重要な施策及び事業計画に関する事項
件名	特定用途制限地域および特別用途地区 建築物等の制限に関する条例について
付議事項の概要	<p>○伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例案骨子 特定用途制限地域は、都市計画法第9条第14項で、用途地域が定められていない土地の区域（市街化調整区域を除く。）内において、その良好な環境の形成又は保持のため当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とされている。建築物（工作物）の用途の制限は、建築基準法第49条の2において、当該特定用途地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定めるとされている。条例では、用途の制限のほか、既存不適格建築物（工作物）の取扱、市長の特例許可等について定める。 今回、都市計画で定めるエリアと制限すべき特定の建築物（工作物）の用途の概要について、具体的な制限内容等必要な事項を条例で定めるものである。</p> <p>○伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例案骨子 特別用途地区は、都市計画法第9条第13項において、用途地域内の一定の地区における当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため当該用途地域の指定を補完して定める地区とされている。建築物の建築の制限又は禁止に関して必要な規定は、建築基準法第49条において、地方公共団体の条例で定めるとされている。 今回、都市計画で定める特別用途地区について、建築物の建築の制限又は禁止について、必要な事項を条例で定めるものである。</p>
審議の論点	<p>○条例制定スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業建設委員協議会 6月中旬までに ・パブリックコメント 7月1日（金）から29日（金）まで ・条例案提出 市議会12月定例会 <p>○伊勢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例案骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格建築物（工作物）の取扱 条例の施行以前に適法に立地した建築物又は工作物については、一定の範囲までの増改築は制限対象外とする。（一定範囲を超える若しくは新築の場合は制限対象） ・市長の特例許可の取扱 制限対象となる建築物（工作物）について、地域の良好な環境を害するおそれがない、又は、公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、立地を許容する。特例許可にあたっては、伊勢市都市計画審議会の意見を聴くこととする。 <p>○伊勢市特別用途地区における建築物の制限に関する条例案骨子</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存不適格建築物の取扱 条例の施行以前に適法に立地した建築物又は工作物については、一定の範囲までの増改築は制限対象外とする。（一定範囲を超える若しくは新築の場合は制限対象） ・市長の特例許可の取扱 制限対象となる建築物について、地域の良好な環境を害するおそれがない、又は、公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、立地を許容する。特例許可にあたっては、伊勢市都市計画審議会の意見を聴くこととする。
参考事項	(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等) <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年1月11日 経営戦略会議 都市計画決定素案と条例の策定について審議 ・平成23年4月25日 伊勢市都市計画審議会都市計画決定素案とりまとめ
関係資料の有無（○をする）	(有) ・ 無

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成23年5月10日

付議事項提出部局	環境生活部市民交流課	
該当する審議事項	(1)	
件名	「ふるさと未来づくり」における財政支援について	
付議事項の概要	<p>平成20年1月策定した「ふるさと未来づくり」推進計画に基づき新たな地域自治の仕組みとして、各小学校区に地域自治組織である「地区みらい会議」の設立を進めているところであるが、最終的な仕組みとして具体的な財政支援及び役割分担は未確定の状況である。</p> <p>については、地域での協議を進めるにあたり、その具体的な財政支援内容(案)を提案し決定していきたい。</p>	
審議の論点	<p>○具体的な財政支援制度 4パターン提案</p> <p>パターン1 → 基礎割・家賃等補助・事務所運営経費・統合補助金分</p> <p>パターン2～4 → 基礎割・家賃等補助・世帯割・人口割で試算</p> <p>・制度導入のインセンティブが必要となる。さらに、これに基づく役割分担については、制度導入当初は大きな役割を地区みらい会議に位置づけず、地区みらい会議の能力に応じた緩やかな役割分担とする。</p> <p>○今後の進め方 総務政策委員会への報告、地区担当職員への伝達等</p>	
参考事項	(過去の実績、提出部局での審議経過・意見等)	
関係資料の有無 (○をする)	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	

経営戦略会議付議事項書

提出年月日：平成23年5月10日

付議事項提出部局	産業観光部商工労政課、環境生活部環境課、情報戦略局行政経営課	
件名	伊勢市電力・エネルギー対策本部の設置について	
付議事項の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年5月9日、中部電力は、総理の要請に応じ、浜岡原子力発電所の全号停止を表明 ・中部電力の試算によると、支援送電停止等をして、なお厳しい予備率となっている ※適正予備率 8～10% ・伊勢市としての危機管理及び実行体制の確立が必要 	
審議の論点	○本部を設置すること、また、本部の役割及び全庁体制により取り組むこととの確認	
参考事項	・将来的なエネルギー環境の方向性については、5/9に環境審議会に諮問している	
関係資料の有無（○をする）		○有 ・ 無